

養育支援訪問事業（名称 城陽市要保護児童訪問支援事業）について

市は、国が法で定める養育支援訪問事業について、4月1日より実施することとなりましたので、ご報告します。

1. 目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定される養育支援訪問事業として、市長が特に必要であると判断した者に対し、ホームヘルパーがその居宅を訪問し、育児及び家事の援助を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とします。

2. 概要

（1）対象

事業の対象者は、次の下記のいずれかに該当する者を想定しています。

- ・若年の妊婦、妊婦健康診査を受診していない妊婦など。
- ・おおむね1歳未満の児童の保護者で、子育てによるストレス、出産に伴ううつ状態等によって、子育てに強い不安等を抱える人など。
- ・不適切な環境において養育される児童など。

（2）事業の内容

事業においてホームヘルパーが行う支援は、養育環境の維持又は改善のための子育て又は家事の支援。

（3）利用期間等

事業の利用期間は、3月以内とします。